

薬生発 1012 第 4 号
平成 29 年 10 月 12 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則
の一部を改正する省令の施行について

血液事業の推進につきましては、日頃より格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 110 号）が公布され、平成 30 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。同省令の概要等は下記のとおりですので、貴管内市区町村及び各血液センターとも連携を図り、特段の御配慮をお願いいたします。

記

1. 改正の趣旨及び経緯

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号）第 24 条第 2 項において採血が禁止されている「貧血者、年少者、妊娠中の者その他採血が健康上有害であるとされる者」（以下「採血不適格者」という。）は厚生労働省令で定めるものとされている。

その採血不適格者の範囲は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和 31 年厚生省令第 22 号。以下「施行規則」という。）第 14 条第 2 項及び別表第 2 で定めている。

今般、採血の実情を鑑み、施行規則の改正を行う。

2. 改正の内容

- (1) 採血不適格者の基準に係る期間の起算日が、採血が行われた日であることを明確化する。



(2) 採血不適格者の要件である総採血量及び総回数の算定期間を「過去1年間」から「過去52週間」に改める。

3. 施行時期

平成30年4月1日

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一〇〇)

〔規 則〕

○人事院規則九一三〇(特殊勤務手当の一部を改正する人事院規則)
(人事院九一三〇一九二)
○人事院規則一七〇〇(管理職員等の範囲の一部を改正する人事院規則)
(同一七〇〇一―一二三)

〔告 示〕

○特定国外派遣組織を指定する件(総務三三八)
○元売業者を指定した件の一部を変更した件(同三三九)
○日本国に帰化を許可する件(法務四六七)
○肥料の登録が失効した件(農林水産一五四四)
○生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件(同一五四五)
○競輪振興法人の住所及び事務所の所在地変更の件(経済産業二二二)
○競技実施法人の住所及び事務所の所在地変更の件(同二三三)
○小型自動車競走振興法人の住所及び事務所の所在地変更の件(同二三四)

五 四 三 二 一

○北大東空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件(国土交通九〇七)

○砂防法第二条の土地を指定する件(同九〇八―九一一)

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(東北地方整備局二二五)

○浄化槽の型式の認定を更新した件(関東地方整備局二四八)

○道路に関する件(北海道開発局一九二、一九二)

〔人事異動〕

内閣 内閣府 金融庁 法務省

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

法 務

公証人任免(法務省)

勞 働

最低賃金の改正決定に関する公示(沖縄労働局最低賃金公示二)

〔公 告〕

諸 事 項

官 庁

押収物還付、会社法第四七二条第一項の届出、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一四九条第一項の届出・第二〇三条第一項の届出関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係
特殊法人等
厚生年金基金清算終了・清算人退任関係

会社その他

三 一 九 九 九 九 八 七 六 五

省 令

○厚生労働省令第百十号
安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第六十号)第二十四条第一項及び第二項の規定に基づき、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十九年十月十二日
厚生労働大臣 加藤 勝信

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則(昭和三十一年厚生省令第二十二号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
(健康診断の方法等) 第十四条 (略)			
採血の種類	基準	採血の種類	基準
二〇〇ml全血	一〜七 (略) 八 過去五二週以内に行われた全血採血の総量が一、〇〇〇mlを超えている男子又は六〇〇mlを超えている女子	二〇〇ml全血	一〜七 (略) 八 過去一年以内に行われた全血採血の総量が一、〇〇〇mlを超えている男子又は六〇〇mlを超えている女子
採血	四〇〇ml全血	採血	四〇〇ml全血
九〇一一 (略)	一〜七 (略) 八 過去五二週以内に行われた全血採血の総量が八〇〇mlを超えている男子又は四〇〇mlを超えている女子	九〇一一 (略)	一〜七 (略) 八 過去一年以内に行われた全血採血の総量が八〇〇mlを超えている男子又は四〇〇mlを超えている女子
(健康診断の方法等) 第十四条 (略) 2 (略) (新設)			
別表第二(第十四条関係)			

血漿成分採	一七七 (略)
血	八 過去五二週以内に行われた血漿成分採血の回数と血小板成分採血の回数に二を乗じて得たものとの和が二四回以上である者
血小板成分採	一〇〇 (略)
血	一 過去五二週以内に行われた血漿成分採血の回数と血小板成分採血の回数に二を乗じて得たものとの和が二三回以上である者

血漿成分採	一七七 (略)
血	八 過去一年以内に行われた血漿成分採血の回数と血小板成分採血の回数に二を乗じて得たものとの和が二四回以上である者
血小板成分採	一〇〇 (略)
血	一 過去一年以内に行われた血漿成分採血の回数と血小板成分採血の回数に二を乗じて得たものとの和が二三回以上である者

附則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

規則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九一三〇(特殊勤務手当)の一部改正に關し次の人事院規則を制定する。

人事院規則九一三〇(特殊勤務手当)の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一三〇(特殊勤務手当)の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一三〇(特殊勤務手当)の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一三〇(特殊勤務手当)の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一三〇(特殊勤務手当)の一部を改正する人事院規則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七〇(管理職員等の範囲)の一部改正に關し次の人事院規則を制定する。

人事院規則一七〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する人事院規則

面調整官(職員団体に關する事務を担当する者に限る)に、「合同庁舎管理専門官」を「合同庁舎管理専門官 特別主計実地監査官」に改め、「金融調整官」を「金融調整官 国有財産調整官 特別国有財産管理官」及び「特別国有財産管理官」を削り、「統括国有財産管理官」を削り、「合同庁舎管理官」を「合同庁舎管理官 上席調査官(主計課長の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る)」に改め、「金融調整官」を削り、「上席調査官(主計課長の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る)」を「金融調整官」に改め、同部財務事務所の項中「課長補佐(管理)」の下に「千葉財務事務所総務課」を加え、同部税関の項中「厚生管理官」を「システム企画調整室長 厚生管理官 総括システム企画調整室長」を削り、「情報管理室長 システム企画調整室長」を「情報分析室長 情報管理室長 統括調査官」に改め、「総括システム企画調整官」を削り、同部沖縄地区税関支署の項中「支署長」を「支署長 次長」に改める。

別表国税庁の内部部局の項中「課税企画官」を「課税企画官 国際課税企画官」に改める。

別表厚生労働省の内部部局の項中「厚生労働審議官」を「厚生労働審議官 医務技監」に、「局長」を「局長 人材開発統括官」に改め、「局長及び「技術・国際保健統括審議官」を「サイバーセキュリティ・情報化審議官」を「サイバーセキュリティ・情報化審議官 生活衛生・食品安全審議官」に、「会計企画官」を「管理官」に改め、「過労死等防止対策企画官」を削り、「医療労働企画官」を「医療労働企画官 過労死等防止対策企画官」に、「労働紛争処理業務室長」を「主任中央賃金指導官」に改め、「勤労者福祉事業室長 労働金庫業務室長」を削り、「主任中央職業安定監察官」を「主任中央職業安定監察官 民間人材サービス推進室長」に改め、「民間人材サービス推進室長 若年者雇用対策室長 就業支援室長 雇用支援企画官」を削り、「地域雇用対策室長」を「就業支援室長」に、「基礎整備室長 訓練企画室長 就業支援訓練企画官 主任職業能力開発指導官 企業内人材育成支援室長 職業能力形成システム企画官 主任職業能力検定官 海外協力室長 少子化総合対策室長」を「労働紛争処理業務室長 主任雇用環境・均等監察官 ハラスメント防止対策

室長 多様な働き方推進室長 勤労者福祉事業室長 労働金庫業務室長 少子化総合対策室長 児童福祉調査官」に改め、「均等業務指導室長 育児・介護休業推進室長 均等待遇推進室長」を削り、「社会保険審査調整室長」を「社会保険審査調整室長 全国健康保険協会管理室長 データヘルス・医療費適正化対策推進室長」に、「調査室長 政策企画官」を「調査室長 訓練企画官 特別支援企画官 就業支援訓練企画官 主任職業能力開発指導官 キャリア形成支援企画官 企業内人材開発支援企画官 職業能力形成システム企画官 主任職業能力検定官 海外協力企画官 政策企画官」に改め、「主任中央賃金指導官 主任雇用均等行政監察官 母子家庭等自立支援室長」を削り、「職業能力開発局総務課 雇用均等・児童家庭局総務課又は社会・援護局援護企画課」を「雇用環境・均等局総務課 社会・援護局援護企画課又は保険局医療課」に、「労働保険審査会事務室長」を「労働保険審査会事務室長 母子家庭等自立支援室長 人材開発統括官付参事官室長」に改める。

別表中央労働委員会の部事務所の項中「事務局次長」を「審議官」に改める。

別表農林水産省の内部部局の項中「サイバーセキュリティ・情報化審議官」を「サイバーセキュリティ・情報化審議官 輸出促進審議官」に改める。

別表経済産業省の内部部局の項中「技術統括審議官 商務流通保安審議官」を「技術統括・保安審議官 商務・サービス審議官」に、「業務管理官」を「国会事務連絡調整官 業務管理官」に、「情報システム室長」を「海外広報官 情報システム室長」に、「経済産業調査官 企業財務室長」を「経済産業調査官 統計企画調査官 企業財務室長」に、「地方調査企画官」を「地方調査企画官 統括地域活性化企画官 地域活性化企画官 工業用水道計画官」に、「アフリカ室長」を「アフリカ室長 南西アジア室長」に、「投資交流企画官 財務室長」を「投資交流企画官 資金協力室長」に、「情報調査室長」を「情報調査室長 統括安全保障貿易調査官」に、「計量行政室長 環境指導室長 環境調和産業・技術室長」を「エネルギー・環境イノベーション戦略室長 計量行政室長 環境指導室長」に、「サービス産業室長 商取引検査室長」